

医療法人長晴会 行動計画

社員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1.令和6年4月1日～令和11年3月31日までの5年間

目標1： 令和7年3月31日に、所定外労働を削減するため、ノー残業デーを設定、実施する。

<対策>

- 令和6年4月～ 所定外労働の現状を把握
- 令和6年9月～ 社内検討委員会での検討開始
- 令和7年1月～ ノー残業デーの実施
管理職への研修（年1回）及び社内報などによる社員への周知（毎月）

目標2： 有期契約労働者を含む全社員の年次有給休暇の取得日数を1人当たり、平均年間7日以上とする。

<対策>

- 令和6年4月～ 年次有給休暇の取得状況を把握する。
- 令和6年9月～ 年次有給休暇の取得計画を策定する。